

みどり通信

第195号 2011. 12. 6

CONTENTS

● 一言発言	P1	● これからの研修	P8
● 税務	P3	● あとがき	P8
● 社会保険	P5	● 年末年始休業のご案内	P9
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9
● 損害保険	P7		



25周年記念講演会、懇親会パーティーを無事終えることができました。
ありがとうございました。(H23. 11. 26)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

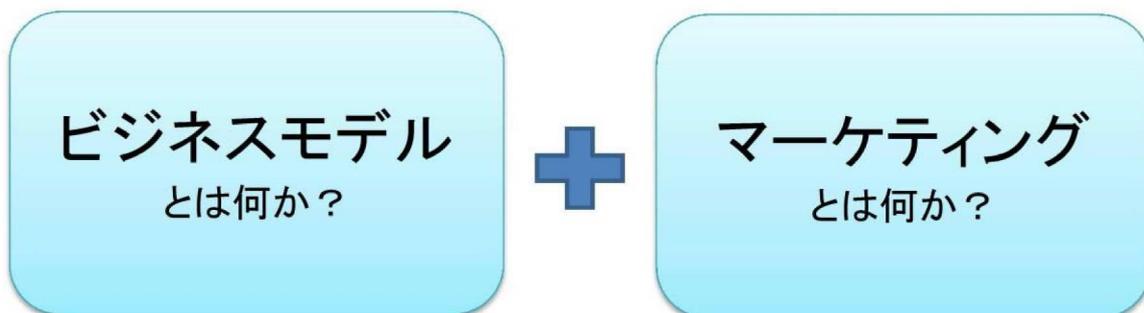
次の内容は、12月2日のホームページ掲載のものからです。

『売れる仕組み・・・』

不景気・円高は対外環境……。自社の業績が回復しないという中小企業は本当にこの対外環境が原因なのでしょうか。全く影響がない訳ではないと思われませんが、自社が本当に売れる仕組みを作り上げているのかが最も重要である……。というセミナーを本日、新潟市内のホテルを会場に、講師に東京からコンサルタントの先生をお招きし、我々TKC会員自らの研修の場として開催させていただいたところです。

その内容の一部を紹介すると……。

売れる仕組みをつくりあげることが最も大事。ほとんどの会社は過去の延長線上に昨年対比〇〇%の売り上げ目標を掲げて経営を行っています。しかし、伸びる会社の必須条件は、自社のビジネスモデルは何か、売り方・売る方法などを作り上げて販売すること。



勝てる仕事を組み立てる

売り方・売る方法を考える

お客様は、自身が欲しい商品やサービスをしてくれる店や会社を探している。自社は、どういう人に対して商品やサービスを提供したいのか？理想のお客様は？しかし、現状はどうか？

そのミスマッチを解消するためには、自社の情報等を統一することが最も大事。お客様にいかに発信するか。そうすると、こちらが望んでいるお客様が向こうから寄ってくることに。ただ単に努力するだけではダメ。売れる仕組みを作り上げていくことが最大のポイント……。

さらに、講師の先生曰く、

「営業は、今日売れても明日売れるとは限らないですよ」と。

皆様の会社の理想のお客様はだれかが明確で、そのお客様に売れる仕組みが明確になっていますか……

税理士 山 口 昇



税 務

年末調整で12月にすべきことについて

いよいよ、年末調整実施月となりました。今回は 12 月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせ致します。以下のそれぞれの項目についてご確認いただき、スムーズに今年の締めくくりを迎えましょう。

<手順その①> 年間給与の確定

◇ 1 年間の給与を確定させたか

…今年最終の締日を確認し、1 年間の給与計算を確定しましょう。

<手順その②> 年末調整の計算

◇ コンピュータソフトを利用している場合は、手順に従い行ったか

◇ 外注の場合は、締め切りまでに書類を送り、年間給与を連絡した上で、いつまでに計算結果を受領できるか、確認したか

…年内最終の給与支払時に年末調整による過不足分を精算する場合には、支給日から逆算して、計算結果を届けてもらう最終期限等、具体的な日付を連絡しましょう。

<手順その③> 年末調整による過不足精算

◇ 対象者へ返金する金額又は徴収する金額を各人別に確認したか

…いつ精算するか（年内か、年明けか）、どうやって精算するか（給与支給に上乘せするか、給与とは別にして手渡し等をするか）を確認しましょう。

<手順その④> 源泉徴収票作成

◇ 複数部作成し、各々へ交付等を行ったか（全ての人を対象）

◆ 本人交付用

…本人へ渡す

◆ 税務署提出用

…一定の要件に該当する者は、所轄税務署へ提出（翌年 1 月 31 日期限）

◆ 市町村提出用

…本人住所地の市町村へ 2 部提出（翌年 1 月 31 日期限）

＜手順その⑤＞ 所得税徴収高計算書（納付書）作成

◇次のいずれかで処理したか

◆納付金額が 0 円の場合

…税務署へ納付書を提出

※ 翌月以降に繰越す場合には、繰越金額を控えておきましょう。

◆納付金額がある場合

…原則、翌月 10 日までに納付

＜コンピュータソフト利用の場合＞ 年度更新作業

◇コンピュータソフトの年度更新作業は、手順に従ったか

◇平成 24 年 1 月支給分給与の計算前に、コンピュータソフトの社員情報等の入力内容を平成 24 年分扶養控除等申告書と照らし合わせ、追加修正等を行ったか

◎年末調整の注意点◎

12 月は、最終の給与計算が確定する前までに、年末調整で必要な資料の回収、確認を完了させ、最終の給与計算が確定した後、計算～納付書作成まで一気に行います。

特に、年内最後の給与支払時に年末調整による税金の過不足分を精算する場合には、給与支払日（金融機関振込の場合には振込依頼日）までに金額を確定しなければなりません。今年は 23 日が祝日、24 日は土曜日、25 日が日曜日と金融機関が3連休となりますので、この時期に給与を支払う事業所にあつては、給与締日から支払日（振込依頼日）までのスケジュールリングが重要となります。

また、源泉徴収票は、年末調整対象者に限らず全ての人に対し、原則、翌年1月最初の給与支払時までには作成し、本人へ交付することが義務付けられています。

市町村への提出は、本人の平成24年1月1日現在の住所地へ提出することになりますので、年末年始に引越し等はないかどうか、平成 24 年分扶養控除等申告書等でしっかり確認を行いましょ

先月もお伝えしましたが、TKC PX システムの活用その他、年末調整作業についてご不明な点があれば、遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

また、今月の 14 日・15 日に開催の当事務所での PX 年末調整システム研修等についてもご活用下さい。

＜西丸 保幸＞

社会保険

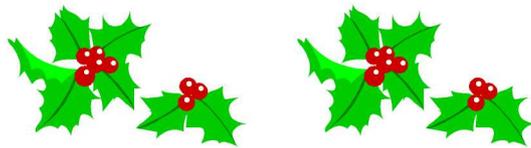
12月になりました。
今年もあと残りわずかとなってきました。
社会保険で、提出必要な事項のご確認はよろしいでしょうか。



賞与支払届について

賞与を支払った際には、社会保険事務所へ、被保険者ごとに賞与額を記入した「被保険者賞与届」を支給日から5日以内に提出になります。その際には「被保険者賞与支払届総括表」も添付します。社会保険事務所より、去年の賞与支払実績に準じて、賞与支払予定月の前月に氏名などがあらかじめ印字された「賞与支払届」が社会保険事務所から送付されてきます。この用紙に賞与額等を記入して届出を行います。

ご注意ください



賞与の支給が無い場合、「賞与支払届」の提出は不要ですが、「被保険者賞与支払届総括表」は「支給なし」と記入して提出が必要です。ご注意ください。



お知らせです

戦略人事給与情報システム（P X 2）では、「賞与支払届」の転記資料が出力できません。ご活用下さい。

年末調整も算出できます。手順等については月次訪問担当者が対応させていただきます。ご相談下さい。

今回のテーマ

契約期間の短縮について

経営者が加入している保険として一般的な「定期保険」は、名前のとおり保障される期間が決まっております。しかし、一部の保険会社では加入後に無診査で保険期間を変更することができます。今回は保険期間の短縮について紹介いたします。

期間短縮について、あまり知られていませんが、ぜひご活用ください。

1. 保険料の支払が苦しいから..

そんな時、あなたはどのように思いますか？

まず考えるのは「解約」ではないでしょうか。

解約すると、今後の保険料支払は「0」になりますから楽にはなるのですが、大切な保障はなくなります。そこで、保障額は変えないで保険料を安くする方法を考えてみてはどうでしょうか。

【現在の保険】



2. そんな時には、どうすればいいのでしょうか??

保険料を下げるために、解約すれば保障は「0」、減額すれば保障額は下がってしまいます。そこで70歳まで保障されている今の保険期間を、55歳までに短くすればどうでしょうか？

【変更後】



保障される期間を当面の間とすることで、上記の場合には保険料を約半額にできます。

当面は、このように保険料を抑えておいて、企業状況が好転すれば以前の70歳あるいはそれ以上の保険期間へ期間延長をすればどうでしょうか？

* 保険会社により取扱が異なりますので、詳しくは加入の保険会社へお問い合わせください。

- ・ 保険期間短縮そのものを取り扱わない。
- ・ 保険期間変更の際は、健康状態の告知(診査)が必要になる。

など、のケースがあり、上記の例のような変更をできない場合がありますのでご注意ください。

今回は契約内容変更制度「保険期間短縮」を取り上げてみました。

実際にご自身の保険について参考にしてみてください。保険料は一例になります。

具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。

損害保険

普通火災保険

普通火災保険(一般物件)は、貴社の店舗や事務所などの建物およびその収用動産などを対象として、火災などの事故により被った損害を補償する火災保険です。

▲▽▲▽以下の事故により、保険の対象が損害を受けたとき、
保険金を支払います。▲▽▲▽

損害保険金

- ①火災……失火、もらい火などの火災
- ②落雷……落雷および落雷による火災
- ③破裂・爆発……ガス管などの破裂・爆発
- ④風災・雹債・雪災……損害額が20万円以上となる場合

費用保険金

- ⑤臨時費用……上記①～④の事故により損害保険金が支払われる場合に、臨時に発生する費用(損害保険金×30% 500万円が限度)
- ⑥残存物片付け費用……上記①～④の事故により損害保険金が支払われる場合に焼け跡の整理などにかかる費用(実際に支出した額、実費)
- ⑦失火見舞い費用……上記①～③の事故により他人の所有物に損害を与えた場合に、近所へのおわびにかかる費用(被世帯数×20万円)
- ⑧地震火災費用……地震・噴火またはこれらによる津波に起因する火災で、建物が半焼以上になった場合などに臨時に発生する費用
- ⑨損害防止費用……上記①～③の事故に際して、その損害の発生および拡大の防止のために使用した消火剤の再取得などに必要な費用
(実費×保険金額/保険価額)

保険金額(ご契約金額)は時価額いっぱい決めます

●保険金額が時価額と同じ場合●

お支払いする保険金 = 損害額

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{1,000\text{万円}} & = & \boxed{1,000\text{万円}} & \rightarrow & \boxed{600\text{万円}} & = & \boxed{600\text{万円}} \\ \text{時価額} & & \text{保険金額} & & \text{損害の額} & & \text{お支払いする保険金} \end{array}$$

●保険金額が時価額より低い場合●

お支払いする保険金額 = 損害額 × 保険金額 / 保険価額(時価額)

$$\begin{array}{ccccccc} \boxed{1,000\text{万円}} & > & \boxed{500\text{万円}} & \rightarrow & \boxed{600\text{万円}} & > & \boxed{300\text{万円}} \\ \text{時価額} & & \text{保険金額} & & \text{損害の額} & & \text{お支払いする保険金} \end{array}$$

※保険金額が時価額に満たない場合は、お支払いする保険金額が損害の額より少なくなる場合があります。

担当 星野

これからの研修

後継者塾⑩	加茂商工会議所	12月20日 (火)	18:00 ~ 21:00
後継者塾⑪	加茂商工会議所	1月18日 (水)	18:00 ~ 21:00
年末調整研修	当事務所 研修室	12月14日 (水)	13:30 ~ 15:00
		12月15日 (木)	10:00 ~ 11:30
原点の会	三条商工会議所	1月13日 (金)	9:00 ~ 11:30
経営方針発表会	天神屋会館	1月20日 (金)	17:00 ~ 19:00



あ と が き

先日開催させていただいた、当事務所の25周年記念講演会・懇親パーティーにご参加いただいた皆さま、本当にありがとうございました。当日は司会を務めさせていただきましたが、さすがに、緊張で口は渴くわ、マイクを持つ手は震えるわで…それでもなんとか無事に終えることができ、ホッとしております。

また、ご都合が合わずご参加いただけなかった皆さまにも、この場をお借りしてお礼申し上げます。当事務所が25周年を迎えられたこと、また、私自身勤続5年以上を迎えられましたのも、ひとえに、ご縁をいただいた皆さまのおかげと感じている次第です。

今年も残すところ僅かとなりましたが、一日一日を大切に、良い年の締めくくりを迎えられるよう、精一杯やらせていただきます。よろしく願いいたします。

西丸保幸

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

- 12月29日（木）仕事納め
- 12月30日（金）～翌年1月3日（火）年末年始休業
- 1月4日（水）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp